

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループにとりまして、コーポレートガバナンスとは、株主の皆様・投資家・お客様・従業員・取引先・地域社会といった利害関係者(ステークホルダー)の利益を適正に調整し、効率的かつ健全な企業経営を行い、グループ全体の企業価値を高めていくためのシステムであると考えております。

経営環境が急速に変化する中、企業倫理の確立と経営の健全性を確保し、適時・適確に経営の意思決定及び業務執行を行っていくことが、企業が永続的に成長・発展していくための鍵であると認識しております。

上記の考え方にに基づき、当社グループは持株会社体制を採用し、当社がグループ経営戦略の決定、グループ経営資源の適正な分配、グループのリスク・コンプライアンス管理といった役割を担うとともに、各事業子会社が行う業務執行・事業運営を持株会社として管理・チェックし、グループ連結経営の強化に取り組んでおります。

また、監査役及び監査役会については、取締役の業務執行に対する独立した厳正なモニタリング機関として、企業倫理の確立と経営の健全性の視点を重視し、監査を行う体制を整えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

当社は、株主における機関投資家や海外投資家の比率が相対的に低い現在の状況から、議決権の電子行使を可能とするための環境づくり(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳について実施しておりませんが、今後の海外投資家比率等を考慮し、対応を検討してまいります。

【補充原則3-1-2 情報開示の充実】

当社は、株主における今後の海外投資家比率等を考慮のうえ、必要に応じて英語での情報開示・提供に対応してまいります。

【補充原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、会社経営等に必要の専門分野における豊富な経験・知識を有し、法律・コンプライアンス経営の推進についてご指導いただける独立社外取締役を1名選任しております。今後も当社の企業特性・環境等を勘案し、独立社外取締役の人数を含めた機関設計の構築を検討してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の評価】

当社は、取締役会の運営や審議等の全体としての状況の評価をすべきことは、その実効性を高めるためにも必要であると考えており、その評価方法につきましては、具体的な枠組みや評価手法を含め、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 上場株式の政策保有に関する方針】

政策保有に関する方針

当社では、「政策保有株式」を純投資以外の保有株式のうち、「子会社・関連会社株式」を除いた「その他有価証券」と規定し、投資先の成長性、収益性、取引関係強化等の観点から、保有意義・経済合理性を検証し、投資・保有を決定しております。また、当初の投資・保有目的を達成した場合は、速やかに売却いたします。

議決権行使に関する基準

当社グループでは、政策投資目的で保有する株式の議決権の行使について適切な対応を確保するため、(1)投資先の中長期的な企業価値を高め同社の持続的成長に資する、(2)当社グループの中長期的な企業価値向上に資する、という視点を基準として総合的に判断いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者間の取引については、第三者との取引と同等の条件で行うことを基本としております。なお、当該取引が一般入札や定価のない取引の場合、取締役会の承認を必要といたします。当該承認について取締役会で審議する場合には、取引に関係する取締役及び監査役は審議に参加いたしません。

【原則3-1 情報開示の充実】

会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、中期経営計画を策定しており、当社ウェブサイト等において開示しております。

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と資本構成、企業属性その他の基本情報」の、「1. 基本的な考え方」に記載しております。

経営陣幹部・取締役の報酬を決定に関する方針・手続

取締役の報酬については、各取締役の役位、経歴、実績その他各種の要素を勘案し、取締役会で決定しております。また、監査役報酬については、各監査役の監査業務の内容、経歴等の要素を勘案し、監査役の協議によって決定しております。

経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名に関する方針・手続

取締役会は、高い倫理観を持っており、金融ビジネス・投資ビジネスにおいて知識、経験、能力など有していること、当社に対して積極的に貢献

することに高い意識とコミットがあること等を踏まえ、業務執行に精通した方、豊富な経営経験を有する方、法律専門家などバランスよく選任いたしております。

経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の説明

取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名については、その理由を株主総会において選任議案を上程する際の招集通知の参考書類の中で説明しております。

【原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、取締役会規程により取締役会における決議事項の範囲を定めております。それ以外の業務執行の決定については経営陣に委任しており、その内容は社内規程において定めております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、社外取締役2名を選任しており、うち1名を独立社外取締役として選任しております。また社外取締役については、当社グループ経営の発展に寄与する知識・経験等を有するなど当社の社外取締役として十分な資質を備えた人材を選任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社が定める独立社外取締役に関する「独立性の判断基準」の概要については、本報告書の「2 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1.(4)独立役員関係」に記載しております。

【補充原則4-11-1 取締役会のバランス、多様性及び規模に対する考え方】

当社は、取締役会の機能を最も効果的かつ効率的に発揮するとともに、取締役会の活性化を図る観点から、定款において取締役の員数を10名以内と定め、当社の業務に精通した「社内取締役」と社外における豊富な経験と知見を有する「社外取締役」を組み合わせ、取締役会全体としての知識・経験・能力をバランスよく備えた構成となるよう専門知識や経験等が異なる多様な取締役で構成しております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役兼任の状況】

当社は、取締役および監査役の重要な兼職の状況について、株主総会招集通知の参考資料、事業報告及び有価証券報告書において開示しております。また、その兼任状況は取締役会又は監査役会のために必要となる時間と労力から見て合理的な範囲にあると考えております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、当社グループの事業に対して理解を深めるために、定期的な取締役会等のほか、取締役・監査役の要望に応じて、随時、説明の機会を設けております。新任取締役・新任監査役に対しては就任後速やかに当社グループの事業について説明を実施しております。また、取締役・監査役が職務遂行上必要と考えられる最新の法令等を学ぶ機会を提供しております。

【補充原則5-1 株主との建設的な会話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を促進するために、以下の体制を整備し、実施に取り組んでおります。

1. 株主からの対話の申込に対しては、グループ財務部が担当しております。
2. IR担当部署としてグループ財務部を設置し、各関連部署と積極的に連携を取りながら、株主との建設的な対話の促進に努めております。
3. IR活動で得られた株主からの意見・懸念事項等につきましては、経営陣に対し適時・適切にフィードバックしております。
4. 重要な会社情報については、適切に管理しインサイダー取引の未然防止を図るための社内規程を定め、周知徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
特定有価証券信託受託者株式会社SMB C信託銀行	921,080	5.61
株式会社松栄管理	740,000	4.51
株式会社工藤アセットマネジメント	588,124	3.58
株式会社アエリア	575,300	3.50
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	560,122	3.41
マネックスグループ株式会社	454,500	2.77
長嶋 貴之	440,000	2.68
小林 祐介	430,000	2.62
水谷 邦彦	325,000	1.98
仲本 薫	255,000	1.55

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

上場子会社に関しては、各社の経営の独立性を尊重する方針であり、議決権比率に応じた適切なガバナンスを行うほかは、当社の関与は限定的なものとなります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小林 祐介	他の会社の出身者													
安東 恭一	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 祐介		株式会社アエリア代表取締役社長	これまで多くの企業経営に携わり、経営に関する高い見識を有し、これまでも当社社外取締役として、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、適切な役割を果たしております。これらのことから当社の社外取締役に相応しい人材であると判断し、選任しております。当該取締役は、当社においては会社法第2条第15項に定める社外取締役であり、業務執行を直接担当することなく経営者の業務執行について会社利益の最大化に向けて適正に行われているかを監督しており、会社利益の最大化は一般株主の利益にも適うことであり、一般株主と利益相反が生じる可能性は低く、当該社外取締役の独立性は高いものと考えております。

安東 恭一	新霞が関総合法律会計事務所	<p>弁護士としてとしての高度な法律知識と幅広い識見を有し、これまでも当社社外監査役、当社社外取締役として、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、適切な役割を果たしております。これらのことから当社の社外取締役に相応しい人材であると判断し、選任しております。</p> <p>当該取締役は、当社においては会社法第2条第15項に定める社外取締役であり、業務執行を直接担当することなく経営者の業務執行について会社利益の最大化に向けて適正に行われているかを監督しており、会社利益の最大化は一般株主の利益にも適うことであり、一般株主と利益相反が生じる可能性は低く、当該社外取締役の独立性は高いものと考えております。</p>
-------	---------------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

日常の会計監査については、監査役及び会計監査人は独立して監査を行っております。なお、会計監査人が監査役会に監査報告書を提出する際には、監査役が会計監査人の監査の方法、結果の相当性を判断するため、監査報告会を開催しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小西 克憲	他の会社の出身者													
田名網 一嘉	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小西 克憲		子会社あかつき証券株式会社の監査役	金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な見識を有されており、人格、識見のうえで社外監査役として適任であることから、当社社外監査役に選任しております。 当該監査役は、当社においては会社法第2条第16項に定める社外監査役であり、業務執行に直接関与しない役員として、会社からの独立性の高い立場として、経営者の業務執行が会社利益の最大化に向けて適正及び適法に行われていることについて、他のステークホルダーに代わって説明を受けて納得することで、経営者の業務執行の適正性について信頼を寄せる効果を期待しており、一般株主と利益相反が生じる恐れは無く、当該社外監査役の独立性は高いものと考えております。
田名網 一嘉		株式会社アエリアの社外監査役	税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有されており、人格、識見のうえで社外監査役として適任であることから、当社社外監査役に選任しております。 当該監査役は、当社及び当社グループ各社においては会社法第2条第16項に定める社外監査役であり、業務執行に直接関与しない役員として、会社からの独立性の高い立場として、経営者の業務執行が会社利益の最大化に向けて適正及び適法に行われていることについて、他のステークホルダーに代わって説明を受けて納得することで、経営者の業務執行の適正性について信頼を寄せる効果を期待しており、一般株主と利益相反が生じる恐れは無く、当該社外監査役の独立性は高いものと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

「独立性の判断基準」

- (1)当社の業務執行取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与または使用人(以下、「業務執行者等」という)ではないこと
- (2)親会社、子会社、兄弟会社、関連会社の業務執行者等ではないこと
- (3)過去10年間にわたり上記(1)(2)を満たしていること
- (4)過去3年間にわたり、当社の主要な取引先の業務執行者等ではないこと
- (5)弁護士やコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社から過去3年平均にて年間1,000万円以上の金銭その他を得ている法律事務所等のアドバイザー・ファームの社員等ではないこと
- (6)過去3年間にわたり、当社の主要株主(総議決権の10%以上)又はその業務執行者等でないこと
- (7)過去3年間にわたり、上記(1)~(5)の近親者(配偶者及び二親等以内の親族)ではないこと
- (8)仮に上記(2)~(7)のいずれかを充足しない者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、十分な独立性を有する社外取締役としてふさわしいと当社が考える場合は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ当該人物が当社の十分な独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を社外取締役候補者とする事ができる。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

【業績連動型報酬制度】

当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当社取締役会及び当社子会社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度を採用しております。

【ストックオプション制度】

あかつき証券株式会社との平成28年3月18日を効力発生日とする株式交換に伴い、あかつき証券の第2回新株予約権及び第3回新株予約権に係る新株予約権者に対して、あかつき証券第2回新株予約権及び第3回新株予約権に代わり、あかつき証券第2回新株予約権及び第3回新株予約権の総数と同数の、あかつきフィナンシャルグループ株式会社第7回新株予約権及び第8回新株予約権を付与しております。
当社グループの企業価値の増大を目指すに当たり、一層意欲及び士気を高めることを目的として、当社取締役及び従業員並びに当社子会社取締役及び従業員に対して、有償にて株式会社あかつき本社第2回新株予約権を付与しております。

ストックオプションの付与対象者 更新

社内取締役、社外取締役、社内監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明 更新

あかつきフィナンシャルグループ株式会社第7回新株予約権は、平成28年3月18日付で当社の社内取締役3名、当社の社外取締役1名、当社の社内監査役1名、子会社の取締役4名、社外協力者1名、子会社の従業員3名に付与いたしました。その後、新株予約権の行使に伴い、本報告書提出日時点では、当社の社内取締役3名、当社の社外取締役1名、当社の社内監査役1名、当社の従業員1名、子会社の取締役3名、社外協力者1名、子会社の従業員2名が本新株予約権を保有しております。

あかつきフィナンシャルグループ株式会社第8回新株予約権は、平成28年3月18日付で子会社の取締役1名、子会社の従業員1名に付与いたしました。本報告書提出日時点では、子会社の取締役1名、子会社の従業員1名が本新株予約権を保有しております。

株式会社あかつき本社第2回新株予約権は、平成29年4月20日付で当社の社内取締役5名、当社の社外取締役1名、当社の従業員3名、子会社の取締役4名、子会社の従業員4名に付与いたしました。本報告書提出日時点では、当社の社内取締役5名、当社の社外取締役1名、当社の従業員3名、子会社の取締役6名、子会社の従業員2名が本新株予約権を保有しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第67期有価証券報告書において以下の内容を開示しております。

役員区分	報酬等の総額	基本報酬	対象役員人数
取締役	109,429千円	109,429千円	7名
監査役	7,500千円	7,500千円	2名
社外役員	12,600千円	12,600千円	4名

(注)1. 取締役の報酬額等の総額には、使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額(賞与含む)は含んでおりません。

2. 取締役の報酬等の総額には、平成26年6月27日開催の株主総会において決議された、株式報酬制度に基づき計上した役員株式給付引当金25,064千円を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、各取締役の役位、経歴、実績その他各種の要素を勘案し、取締役会で決定しております。また、監査役の報酬については、各監査役の監査業務の内容、経歴等の要素を勘案し、監査役の協議によって決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役のサポート体制については、社外監査役が内部監査担当に監査業務に必要な事項を命令することができることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は経営の最高意思決定機関として取締役会を設置し、現在は取締役7名で構成されており、うち2名は社外取締役となっております。取締役会は取締役会規程に基づき月1回の定例取締役会、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項について意思決定を行っております。また、意思決定の迅速化と機動的な業務執行を図るため、取締役会において必要に応じ執行役員を任命しております。経営に関する重要事項については、必要に応じて経営会議を開催しております。なお、取締役会には監査役が出席し、取締役の職務執行状況を監査し、経営の健全性・透明性の確保に努めております。

監査役監査については、監査役会において監査スケジュールを決定し、適切に業務監査及び会計監査を行っております。

会計監査については、海南監査法人と監査契約を締結しており、同監査法人の会計監査を受けております。

取締役の報酬については、各取締役の役位、経歴、実績その他各種の要素を勘案し、取締役会で決定しております。また、監査役の報酬については、各監査役の監査業務の内容、経歴等の要素を勘案し、監査役の協議によって決定しております。

当社が監査役設置会社を採用している理由につきましては、当社の監査役会は過半数を会社法第2条第16号に定める社外監査役で構成されており、取締役の業務執行に対する監査及び牽制機能が確保されており、経営監視機能という面において十分にその機能を果たす体制が整備されていると認識しているためであります。

監査役については、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な見識を有する者や税理士の資格を有する者を選任し、また、その中より1名を独立役員に指定するなど、監査役の機能強化及び経営監視機能の客観性・中立性の確保に取り組んでおります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、社内におけるコンプライアンスの徹底、経営監視機能の客観性・中立性の確保、ディスクロージャーの強化等公正かつ透明性の高い経営を実施することを重要な課題と位置づけており、取締役会と監査役・監査役会により取締役の業務執行の監督および監査を行うため、監査役制度を採用しております。また、取締役の責任の明確化を図るとともに機動的な体制構築を可能とするため、取締役の任期を1年としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の発送に先駆け、当社ウェブサイトにおきまして早期掲載をしております。 (2017年6月29日開催第67回定時株主総会においては、6月13日に掲載いたしました。)
その他	事業報告等の説明に際し、ご来場の株主のみなさまにご覧いただけるよう、プレゼンテーション資料を作成し、後日、当社ウェブサイトにも掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上に、決算情報及びプレスリリース資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署としてとして、グループ財務部を設けております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムとは、1. 業務の有効性と効率性の向上、2. 財務報告の信頼性の確保、3. 法令、諸規則等遵守の徹底、4. 資産の保全という4つの目的を達成するために、適正な業務執行体制を確保するとともに、適切な監視体制を機能させるという一連の組織運営のプロセスであると考えております。つまり、日々の業務が法令に則って運営されていることはもちろん、その執行が有効性と効率性を確保した形で行われているか、また、その結果が適切な情報開示プロセスに従って財務諸表等に反映されているか等を確認することであり、当社グループにおいては内部統制活動が十分機能するよう内部統制基本方針を策定し、その方針に基づき内部統制システムの充実に取り組んでおります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

1. 当社は、当社グループの役職員が業務を遂行する上において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応しなければならない旨、周知徹底を図っております。
2. 反社会的勢力に対応する部署を設置し、反社会的勢力の不当な要求については断固とした態度で臨み、関係の断絶に務めてまいります。
3. 反社会的勢力排除に向け、平素からグループ役職員に対して啓蒙・教育活動を行い、また、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター・弁護士などの外部専門機関とも情報交換し、速やかに対応できる体制を構築してまいります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社は、金融商品取引法、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」に基づき、当社及び当社グループに関する重要な経営関連情報、財務情報を投資者に迅速かつ正確に開示することを基本方針としております。

1. 決定事実に関する情報の開示

決定事実に関する重要な会社情報については、取締役会で決議後、適時開示基準に照らし開示が必要となる事項については、情報開示の担当部署であるグループ財務部を通じ、遅滞なく情報開示をすることに努めております。

2. 発生事実に関する情報の開示

発生事実に関する重要な会社情報については、発生を認識した部署もしくはその重要事実を把握した役職員が、情報開示を担当する情報取扱責任者に速やかに報告を行う体制となっております。報告された情報を適時開示基準に照らし、当該情報の開示必要性の有無を検討するとともに、代表取締役様に報告いたします。開示が必要となる場合には、情報開示の担当部署である社長室を通じ、迅速に開示するよう努めております。

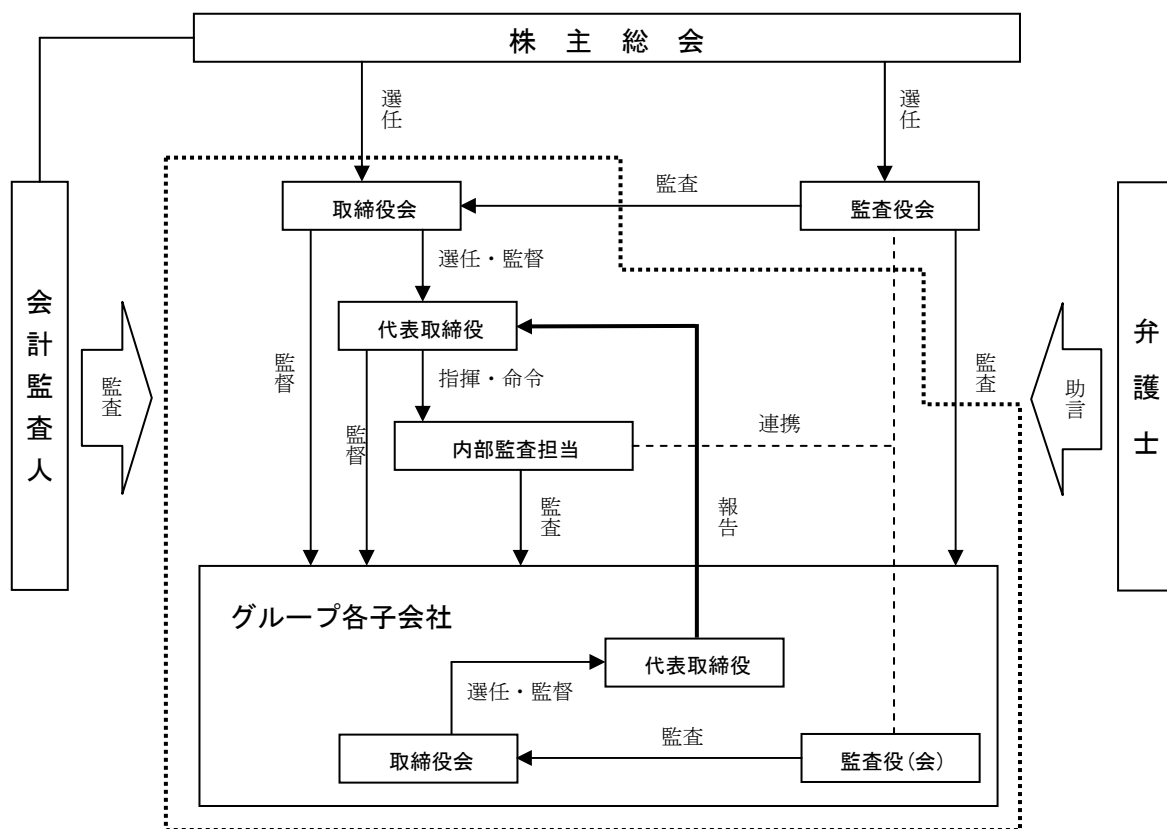
3. 決算に関する情報の開示

決算に関する情報の開示については、決算情報取扱いの担当部署であるグループ経営管理部により集計され、取締役会の決議後、情報開示の担当部署であるグループ財務部を通じ、遅滞なく開示することとなっております。また、業績予想の修正等に関する情報の開示についても、同様の手順により迅速に情報開示を行うこととなっております。

4. 子会社に関する情報の開示

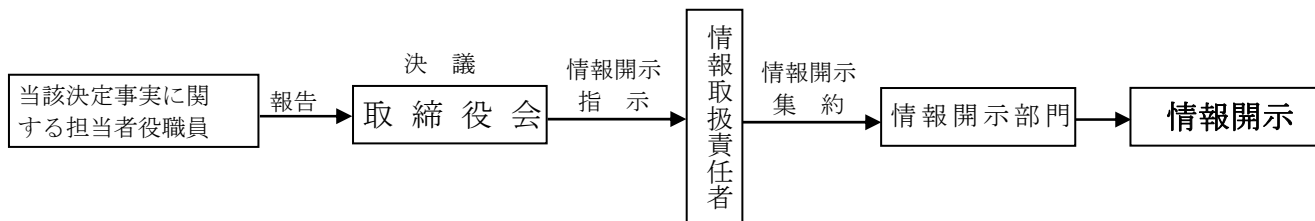
子会社に関する情報の開示につきましては、子会社に係る重要な決定・発生事実が認識され、適時開示情報となる可能性が生じた時点で、各関係会社の内部情報取扱責任者から当社情報取扱責任者に速やかに報告が行われる体制となっております。その後は、1. 決定事実に関する情報の開示及び2. 発生事実に関する情報の開示と同様の手順により、迅速に開示するよう努めております。

【参考資料：内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制（模式図）】

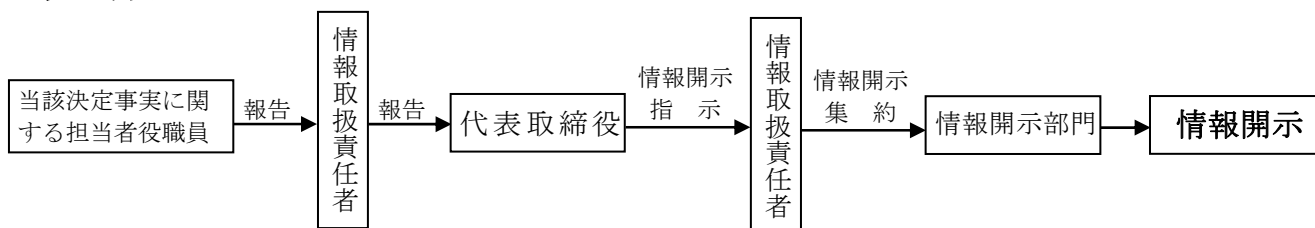


【参考資料：適時開示体制の概要（模式図）】

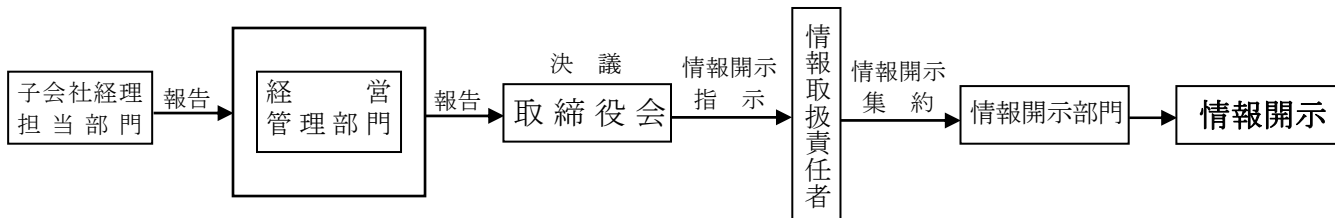
1. 決定事実



2. 発生事実



3. 決算情報



4. 子会社情報

